

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案に対する附帯決議

平成二十六年六月十九日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、基本計画の策定等本法律案で定める事項の実施に当たっては、第百八十五回国会において成立した薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）との整合性を図ること。

二、医療機器の審査ラグの解消に向けて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における審査体制の強化、審査の迅速化を進めるため、平成二十六年からの第三期中期計画の着実な実行等、中長期的な観点からの取組を引き続き進めること。

三、基本計画の策定に当たっては、国民の果たすべき役割についても定めること。
右決議する。

